	⑶　数量、取得・一任運用価額等	数　　量　　株（口） 取得価額又は一任運用価額　　円（一株（口）当たり　円） 取得後又は一任運用後の出資比率　　％ （取得前又は一任運用前の比率　　％） 取得後又は一任運用後の議決権比率　　％（うち受任分　　％） （取得前又は一任運用前の比率　　％（うち受任分　　％））
3　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等		数　量　株式　　株 議決権　　個 出資比率　　％ 議決権比率　　％
4　取得又は一任運用の相手方	⑴　氏名又は名称	
	⑵　住所又は主たる事務所の所在地	
	⑶　譲渡数量	
5　取得年月日		
6　支払年月日		
7　その他の事項		□　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。

（記入要領）

1　報告者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により、法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等又は特定取得については、本報告書で報告することはできない。

2　本報告書は、株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

3　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

4　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

5　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

6　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

7　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

8　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。

9　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「７　その他の事項」欄に記入すること。

10　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

3　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等		数　量　株式　　株 議決権　　個 出資比率　　％ 議決権比率　　％
4　取得又は一任運用の相手方	⑴　氏名又は名称	
	⑵　住所又は主たる事務所の所在地	
	⑶　譲渡数量	
5　取得年月日		
6　支払年月日		
7　その他の事項		

（記入要領）

1　本報告書は、株式若しくは持分の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、株式の取得又は株式への一任運用にあつては様式中「持分」の字句を、持分の取得にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「７　その他の事項」欄に記入すること。

6　「１　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

7　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。

8　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑵　取得又は一任運用の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受による取得」、「設立新株への一任運用」、「増資新株への一任運用」、「旧株の譲受による一任運用」等と記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下この記入要領において「保有等議決権数量」という。）の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量